□学校締切日について□

所得割額の算定するために以下のいずれかの方法にてご提出をお願いいたします。
提出方法によって学校の締切日が異なりますので事前によくご確認いただき、期限内のご提出をお願い申し上げます。

①　マイナンバーカードの写しの場合
１１月２０日（金）

②保護者等全員分の課税証明書の場合
１２月９日（水）

【重要なお願い】

マイナンバーカードの写しをご提出いただく場合、締切日の 11 月 20 日（金）を過ぎますと受理することができません。万が一、期日を過ぎる場合は保護者等全員分の課税証明書の提出をよろしくお願い申し上げます。